



## アルゼンチン進出時の選択肢—新しい法人形態の登場

執筆者: 古梶 順也

### 1. はじめに

2016年4月にデフォルト状態を解消して15年振りに国際金融市場に復帰し、マクリ政権による規制緩和・外資導入策の下で投資環境が整いつつあるアルゼンチンへの新規展開を検討している日本企業も少なくないと思われます。

日本企業が、アルゼンチンに進出する際に採る方法のうち代表的なものとして、自ら現地に法人・支店を設立することや現地法人を買収することが考えられます。そこで、本稿においては、アルゼンチンにおける法人形態及び支店、特に近時新たに創設された *Sociedad por Acciones Simplificada* という新しい法人形態の概要について説明します。

### 2. 法人形態<sup>1</sup>

アルゼンチンでは法律上数種類の法人形態が認められていますが、このうち、実務上最も利用されてきたのが *Sociedad de Responsabilidad Limitada* (以下「SRL」といいます。)及び *Sociedad Anónima* (以下「SA」といいます。)の2つの法人形態です。しかしながら、SRL 及び SA は、いずれも最低2名以上の出資者/株主を有することが必要とされており、新たにアルゼンチンで法人を設立しようとする外国法人にとって、出資者/株主を2名以上とすることは、後記(5)の外国法人登録との関係で少なくない負担となっていました<sup>2</sup>。そこで、近時新しい法人形態として、*Sociedad por Acciones Simplificada* (以下「SAS」といいます。)が創設されました。SAS は、2017年9月1日からブエノスアイレス自治市において利用可能となった新しいタイプの法人形態であり<sup>3</sup>、株

<sup>1</sup> 本稿の作成にあたって、アルゼンチンの法律事務所である Marval, O'Farrell & Mairal の Diego S. Krischcautzky 弁護士からのご協力を得たことにここに感謝申し上げます。もともと、本稿の内容に関する責任は筆者のみにあります。

<sup>2</sup> 後記のとおり、外国法人登録のための手続は煩雑で、提出書類の準備等に少なくない手間とコストがかかります。そのため、SRL や SA を新たに設立するにあたって、2名以上の出資者/株主という要件を充たすために、2社の外国法人を出資者/株主とする場合には、その手間・コストが2倍となり、少なくない負担となります。

<sup>3</sup> ブエノスアイレス自治市を管轄する商業登記所 (*Inspección General de Justicia*) が SAS に関する施行規制を制定したことにより、ブエノスアイレス自治市において SAS が利用可能となりました。同様の施行規制が管轄の商業登記所により制定された州においても、SAS は利用可能となります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

主が 1 名でも問題ないほか、柔軟性やコスト面でも他の法人形態と比較して有利であるため、今後活用事例が増えるのではないかと考えられています<sup>4</sup>。本稿においてはこれらの 3 つの法人形態の概要について説明します。

#### (1) *Sociedad de Responsabilidad Limitada* (SRL)

SRL は、会社に対する出資について持分の形をとる日本法上の合同会社(旧有限会社)に類似する法人形態です。

##### A. 出資者

SRL の出資者数には制限があり、最低 2 名以上、最大で 50 名を超えてはならないとされており、法人でも個人でもいずれも出資者になれます。法令に定める特別な場合を除けば、出資者に関して国籍要件も居住要件もなく、外国人や外国法人も、SRL の出資者になることができます。

出資者は、原則として、その所有する出資持分に対する出資額を超えて、会社の債務に関して責任を負うことはありません。いわゆる有限責任です。

##### B. 出資持分

出資持分の譲渡は、原則として自由です。もっとも、例えば持分の譲渡について他の出資者の承認を要するものとするなど定款に持分譲渡の制限について定めることができますが、譲渡を完全に禁止することはできません。なお、出資持分を譲渡するためには、管轄の商業登記所への登録が必要となります。

出資持分を上場することはできません。

##### C. 資本

SRL には最低資本金額の要請はありません<sup>5</sup>。

設立に際して発行される出資持分は、設立と同時に全て引き受けられていなければなりません。そのうち、設立時までに払込みが必要となるのは当該引き受けられた出資持分のうち 25%までとなっており、残りは設立後 2 年以内に払い込まれればよいものとされています。不動産や機械等の非金銭的な資産による払込みも可能ですが、このような現物出資を行う場合には、設立時に全て払込みを完了しなければなりません。

##### D. 経営

SRL は、出資者によって選任されたマネージャー(*gerente*)によって経営され、代表されます。外国人でもマネージャーになれますが、過半数のマネージャーはアルゼンチンの居住者でなければなりません。

当該マネージャーの権限行使のルールは、定款で定められることになっています。当該マネージャーは、SA における取締役と同じ権限を有し、同じ義務及び責任を負います。

##### E. 出資者総会

SRL において、重要な事項については出資者総会により意思決定がなされますが、定款に出資者総会の決議に係るルールを

<sup>4</sup> このほかに *Sociedad Anónima Unipersonal* (以下「SAU」といいます。)という法人形態があり、当該 SAU も、1 名の株主での設立が可能であるものの、資本金の額にかかわらず政府の恒常的な監督下に置かれるため、小規模なビジネスには向かない少コストのかかるタイプの法人形態と考えられています。そのため、制度導入から 2 年近くが経つものの利用例は少なく、また、株主を 1 名にしたい会社は今後は SAS を選択する可能性が高いため、本稿においては紹介を割愛します。

<sup>5</sup> もっとも、商業登記所のルールにおいて、SRL の資本金は会社の目的に適した金額である必要があるとされています。この点は、SA も同様です。

定めることができます。会議を開催する必要がない場合には、出資者総会の決議は書面により行うことができますが、資本金の額が 10,000,000 ARS<sup>6</sup>以上の会社については、各事業年度終了後 4 か月以内に出資者総会を開催し、当該事業年度に係る財務書類を承認しなければならないものとされています。

#### F. 内部監督機関

SRL は、定款の定めに従い、内部監督機関として監査役(*síndico*)<sup>7</sup>又は監査役会(*comisión fiscalizadora*)等を設置することができます。但し、資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の場合には、こうした内部監督機関の設置は義務となります。

#### G. 利益配当

SRL においては、各事業年度の監査済みの財務書類に基づき計算される分配可能利益に基づき、年に 1 回の利益配当が認められています。中間配当を行うことは認められていません。

#### H. 監督

SAS においては、SA の場合と異なり、資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の会社であっても、恒常的な政府の監督に服することはありません。

もっとも、資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の SRL は、財務書類を管轄の商業登記所に提出することが求められています。

### (2) Sociedad Anónima (SA)

SA は、会社に対する出資について株式の形をとる日本法上の株式会社に類似する法人形態です。

#### A. 株主

SA は、SRL と同様に、最低 2 名の株主を有していなければなりません。SRL とは異なり株主数に上限はありません。法人でも個人でもいずれも株主になれる、法令に定める特別な場合を除けば、株主に関して国籍要件も居住要件もなく、外国人や外国法人も、SA の株主になることができます。

株主は、原則として、その所有する株式に対する出資額を超えて、会社の債務に関して責任を負うことはありません。いわゆる有限責任です。

#### B. 株式

日本と同様に普通株式のほか、普通株式とは異なる権利を有する種類株式の発行が可能です。

株式の譲渡は、原則として自由です。定款に株式譲渡の制限について定めることができますが、譲渡を完全に禁止することはできません。なお、SRL の出資持分譲渡の場合とは異なり、株式譲渡につき商業登記所への登録は不要であるため、より簡易な形で譲渡を実行できます。

株式を上場することは可能です<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> アルゼンチンペソを意味します。以下同じです。

<sup>7</sup> こうした監査役は、アルゼンチン国内に居住する弁護士又は会計士でなければなりません。

<sup>8</sup> 株式を上場している SA は更に証券取引所の規制に服することになりますが、本稿においては SA は非上場であることを前提として SA の概要を説明しております。

## C. 資 本

SA は、SRL とは異なり、法律上、最低 100,000 ARS の資本金を持たなければならないとされています。

設立に際して発行された株式は、設立と同時に全て引き受けられていなければならないませんが、そのうち設立時までには払込みが必要となるのは当該引き受けられた株式のうち 25%までとなっており、残りは設立後 2 年以内に払い込まればよいとされています。不動産や機械等の非金銭的な資産による払込みも可能ですが、このような現物出資を行う場合には、設立時に全て払込みを完了しなければなりません。

## D. 経 営

SA は、株主総会によって選任された 1 名以上の取締役(*director*)により構成される取締役会(*directorio*)により経営されます。資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の場合等のアルゼンチン一般会社法(*Ley General de Sociedades*, 法律第 19550 号。以下「一般会社法」といいます。)第 299 条各号に定める場合に該当する SA については 3 名以上の取締役が必要となります。外国人でも取締役になれますが、過半数の取締役はアルゼンチンの居住者でなければなりません。

取締役は、一般的な注意義務や忠実義務に服します。取締役が、当該義務に違反した場合には、原則として、当該違反により生じた結果に関して会社、株主及び第三者に対して無制限の連帯責任を負うものとされています。

会社の代表権は取締役会の議長に与えられます。

## E. 株主総会

SA において、一般会社法第 234 条及び第 235 条に定める重要な事項に係る意思決定については株主総会によってなされます。例えば、SA は、各事業年度に係る財務書類の承認、利益配当並びに取締役及び監査役の選任等を目的として、各事業年度終了後 4 か月以内に定時株主総会を開催することを求められています。

なお、株主総会は、原則として、対面で、かつ、会社の本店が存在する管轄区域内で開催することが求められています。

## F. 内部監督機関

SA は、定款の定めに従い、監査役(*síndico*)又は監査役会(*comisión fiscalizadora*)等の内部監督機関を設置することができます。但し、資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の場合には、1 名以上の監査役の設置が義務となります<sup>9</sup>。

## G. 利益配当

SA においては、各事業年度の監査済みの財務書類に基づき計算される分配可能利益に基づき、年に 1 回の利益配当が認められています。また、SRL とは異なり、資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の場合等の一般会社法第 299 条各号に定める場合に該当する SA については、中間配当を行うことも認められています。

## H. 監 督

SA においては、資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の場合等の一般会社法第 299 条各号に定める場合には、政府の恒常的な監督に服し、これに関連して、一定の書類を管轄の商業登記所に対して提出する義務を負います。

また、資本金の額にかかわらず、各事業年度に係る監査済みの財務書類について管轄の商業登記所に提出することが求められています。

<sup>9</sup> 一般会社法第 299 条各号に定める場合(このうち、(i)資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の場合及び(ii)SAU である場合を除きます。)については、3 名以上の監査役から成る監査役会を設置することが義務となっています。

### (3) *Sociedad por Acciones Simplificada* (SAS)

2017年4月12日、アルゼンチンにおいて Start-up 企業の起業促進等を目的とした法律(*Ley de Apoyo al Capital Emprendedor*, 法律第 27349 号。以下「起業促進法」といいます。)が成立しました。起業促進法は、一定の Start-up プロジェクトに関する税務恩恵を定めるほか、より簡易な形での成立が可能な *Sociedad por Acciones Simplificada* (SAS) という法人形態を新たに創設しました。SAS は、2017年9月1日に利用可能になったばかりであるため、未だ利用例は少ないですが、株主が1名でも問題ないほか、以下の特徴を持ち、SRL や SA と比べて会社の設立・維持コストも少なく済むため、今後利用が増えるのではないかと考えられています<sup>10</sup>。

- i. 銀行等により認証された署名が付された私的証書や電子署名を用いたインターネットによる簡易な形での設立が可能
- ii. 商業登記所の承認を受けるべき定款や公告について所定のテンプレートを使用すれば、申請日の翌営業日から24時間以内に設立についての商業登記所での登録<sup>11</sup>及び Tax ID の取得が可能
- iii. SAS を規制する起業促進法には義務的な規制が少ないため、会社の機関設計等会社の内容について比較的自由に設計できる
- iv. 議事録・財務書類等の会社関係書類の管理や必要な商業登記所への登録につき、電磁的な方法によることができる

SAS は、いわゆる Start-up 企業の起業促進のために創設されたものですが、その利用に制限はなく、外国法人が新たに会社を設立する場合にも利用できます。また、既に設立されている SRL や SA から SAS への組織変更も可能です。

SAS は、上記の他、以下の特徴を有しています。

#### A. 株 主

SAS においては、株主数についての制限はなく、株主は1名でも構いません。また、法令に定める特別な場合を除けば、株主に関して国籍要件や居住要件はありません。

しかしながら、単独株主の SAS は、他の単独株主の SAS の株主になることはできません。また、資本金の額が10,000,000 ARS 以上の場合等の一般会社法第299条各号に定める場合に該当する会社については、SAS を支配したり、30%を超える SAS の株式を保有することはできないとされています。

株主は、原則として、その所有する株式に対する出資額を超えて、会社の債務に関して責任を負うことはありません。いわゆる有限責任です。

#### B. 株 式

普通株式のほか、普通株式とは異なる権利を有する種類株式の発行が可能です。

株式の譲渡について株主総会の事前の承認を要するものとするなど定款に株式譲渡の制限について定めることができます。また、発行から10年間を超えない期間であれば、株式譲渡を完全に禁止することも可能です。なお、SRL の出資持分譲渡の場合とは異なり、株式譲渡につき商業登記所への登録は不要であるため、より簡易な形で譲渡を実行できます。

株式を上場することはできません。

<sup>10</sup> もっとも、SAS の税務上の取扱いについては、SRL や SA と同様に35%の法人所得税の対象となると政府が発言したことがあったものの、法律上未だ明確になっておりません。現在、税法改正等を通じてこの点が明確になることが待たれており、SAS を設立する際にはこの点につき留意する必要があります。

<sup>11</sup> SRL や SA の設立に係る商業登記所での登録については、従前は、申請から4週間程度かかる場合もありましたが、近時、商業登記所により緊急設立手続が認められ、これを利用した場合、より短い期間(SRL に関しては、SAS と同様に申請日の翌営業日から24時間以内、SA に関しては1週間)での設立登録の完了が可能となりました。

## C. 資 本

法律上、SAS は、設立時に少なくとも月額最低賃金額の 2 か月分に相当する金額<sup>12</sup>の資本金を持たなければならないとされています。

設立に際して発行された株式は、設立と同時に全て引き受けられていなければならないですが、そのうち設立時までには払込みが必要となるのは当該引き受けられた株式のうち 25%までとなっており、残りは設立後 2 年以内に払い込まればよいとされています。不動産や機械等の非金銭的な資産による払込みも可能ですが、このような現物出資を行う場合には、設立時に全て払込みを完了しなければなりません。これらの点は、SRL や SA と同様です。

なお、定款に定めをおけば、登録されている資本金額の 50%を下回る範囲での増資について、公告や増資に係る株主総会決議の商業登記所への登録といった通常必要な手続を要しない簡易な手続により実施することができます。

## D. 経 営

SAS は、株主によって選任されたマネージャーによって経営され、代表されます。外国人でもマネージャーになれますが、少なくとも 1 名のマネージャーはアルゼンチンの居住者でなければなりません。この点は、過半数をアルゼンチン居住者であることを要求する SRL や SA とは異なります。

当該マネージャーの権限行使のルールは、定款で定められることになっています。

## E. 株主の意思決定

SAS において、株主の意思決定についてどのような手続で行うか(会議体で行うか等)は、定款で定められることとなっています。例えば、意思決定のための会議(株主総会)を開催する場合には、SA の場合とは異なり、本店が存在する管轄区域外の場所で開催することも可能とされているなど柔軟な方法での実施が認められています。

## F. 内部監督機関

SAS は、定款の定めに従い、内部監督機関として監査役等を設置することができますが、設置は義務ではありません。

## G. 利益配当

SAS においては、各事業年度の監査済みの財務書類に基づき計算される分配可能利益に基づき、年に 1 回の利益配当が認められています。中間配当を行うことは認められていません。

## H. 監 督

SAS については、SA の場合と異なり、資本金の額が 10,000,000 ARS 以上の会社であっても、恒常的な政府の監督に服しません。また、資本金の額にかかわらず、商業登記所に財務書類の提出を求められません。

## I. 制 限

SAS は、(i)株式又は債券の一般公募、(ii)政府コンセッション・公益事業の運営等の一定の行為<sup>13</sup>について、会社の目的とすること又は実施することはできません。

<sup>12</sup> 本稿執筆時点では、月額最低賃金額は 8,860 ARS のため、その 2 か月分は 17,720 ARS となります。

<sup>13</sup> 具体的には一般会社法第 299 条第 1 号、3 号、4 号及び 5 号に定める行為となります。

(4) 比較

SRL、SA 及び SAS の特徴を簡単に比較すると以下のとおりとなります。

	SRL	SA	SAS
株主/出資者	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低 2 名以上最大 50 名以下</li> <li>原則、国籍要件・居住要件なし</li> <li>有限責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低 2 名以上</li> <li>原則、国籍要件・居住要件なし</li> <li>有限責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主数に制限なし(1 名でも可)</li> <li>原則、国籍要件・居住要件なし</li> <li>株主に関して一定の制限あり</li> <li>有限責任</li> </ul>
株式/出資持分	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資持分の形をとる</li> <li>原則譲渡自由だが、定款上譲渡制限を定めることも可(但し、譲渡の完全禁止は不可)</li> <li>上場不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の形をとる</li> <li>原則譲渡自由だが、定款上譲渡制限を定めることも可(但し、譲渡の完全禁止は不可)</li> <li>上場可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の形をとる</li> <li>原則譲渡自由だが、定款上譲渡制限を定めることも可(一定期間完全に譲渡禁止とすることも可)</li> <li>上場不可</li> </ul>
最低資本金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の要請なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100,000ARS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月額最低賃金額の 2 か月分</li> </ul>
経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネージャーにより経営</li> <li>外国人でもマネージャーになれる</li> <li>過半数のマネージャーはアルゼンチン居住者である必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 名以上(一定の場合は 3 名以上)の取締役から成る取締役会により経営</li> <li>外国人でも取締役になれる</li> <li>過半数の取締役はアルゼンチン居住者である必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネージャーにより経営</li> <li>外国人でもマネージャーになれる</li> <li>最低 1 名のマネージャーはアルゼンチン居住者である必要</li> </ul>
株主/出資者の意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>柔軟な手続による実施が可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面かつ本店が存在する管轄区域内で開催する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柔軟な手続による実施が可</li> </ul>
内部監督機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置は原則任意</li> <li>資本金の額が 10,000,000ARS 以上の場合は設置は義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置は原則任意</li> <li>資本金の額が 10,000,000ARS 以上の場合その他一定の場合は設置は義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置は任意</li> </ul>
利益配当	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間配当不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の場合は中間配当も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間配当不可</li> </ul>
監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の恒常的な監督には服さない</li> <li>資本金の額が 10,000,000ARS 以上の場合は財務書類の商業登記所への提出が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金の額が 10,000,000ARS 以上の場合その他一定の場合は政府の恒常的な監督に服す</li> <li>資本金の額にかかわらず、財務書類の商業登記所への提出が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の恒常的な監督には服さない</li> <li>資本金の額にかかわらず、財務書類の商業登記所への提出は不要</li> </ul>
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易かつ迅速な設立手続</li> <li>一定の行為の実施は不可</li> <li>会社関係書類の管理や商業登記所への登録につき電磁的な方法によることができる</li> </ul>

(5) 外国法人登録

外国法人が、アルゼンチンにおいて法人を設立する場合又はアルゼンチン法人の株主・出資者となる場合には、事前に管轄の商業登記所において外国法人として登録を行う必要があります。SRL、SA 及び SAS のいずれの法人についても、設立又はその株主・出資者となるにあたって当該外国法人登録が必要となります。

この点、当該登録のための提出書類の多くについては、公証人による認証を受け、アポスティュー<sup>14</sup>を取得しなければならず、また、日本語その他の外国語の提出書類に関しては、アルゼンチン国内において公認翻訳家によりスペイン語に翻訳されなければならない等、当該登録手続は極めて煩雑であり、提出書類の準備にそもそもある程度の時間を要する上に、提出書類の提出後登録完了まで更に 30 日から 60 日程度の期間を要すると言われていています。そのため、アルゼンチンで法人を設立・買収するに際しては、当該外国法人登録に要する時間も念頭に置く必要があります。

### 3. 支 店

外国法人は、アルゼンチン国内で支店を設立することができます。

支店は、設立外国法人とは別個の法人格を有しません。そのため、法人を設立する場合と比べると、以下のようなメリットがあります。

- i. 一定の規制業種に従事する場合を除いて設立外国法人は支店に対して資本を払い込む必要はない
- ii. 取締役・監査役等の役員を選任する必要がない

他方で、法人を設立する場合と比べて、以下のようなデメリットがあります。

- a. 支店が負う債務・義務について設立外国法人が全て直接責任を負うことになる
- b. 支店に関して第三者からの出資を受け入れて資金調達を行うことができない

さらに、支店に関しては、アルゼンチンに居住する法的代表者を設置する必要があり、また、設立外国法人の財務書類とは異なる支店独自の財務書類を作成し、管轄の商業登記所に提出しなければならないものとされています。

また、支店を設立するためには、前記 2.(5)の外国法人登録手続に類似した登録手続を完了しなければならない点に留意が必要となります。

以上



こかじ じゅんや  
古 梶 順也

西村あさひ法律事務所 弁護士

[j.kokaji@jurists.co.jp](mailto:j.kokaji@jurists.co.jp)

西村あさひ法律事務所弁護士。2008 年弁護士登録。2014-2015 年伊藤忠商事株式会社出向。2016-2017 年 Mattos Filho 法律事務所(サンパウロ)出向。2017 年より Marval, O'Farrell & Mairal 法律事務所(ブエノスアイレス)に出向し、国内外の M&A、一般企業法務のほか、ブラジルおよびアルゼンチンを中心とした中南米諸国の法務案件に取り組む。

<sup>14</sup> 「外国公文書の認証を不要とする条約」(1961 年 10 月 5 日のハーグ条約)に基づき認められる外務省による証明のことをいいます。

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。